

部長及び参事官

殿

所 属 長

生企発第269号

(会計、監察、捜査)

平成28年3月16日

30年保存(口訓)

本 部 長

高知県質屋、古物商等報賞制度運営要綱の制定について(通達甲)

質屋、古物商等に対する報賞制度については、「高知県質屋、古物商等ほう賞制度運営要綱の制定について(例規)」(平成19年9月20日生企発第718号)により運用してきたところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「高知県質屋、古物商等報賞制度運営要綱」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県質屋、古物商等報賞制度運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、強窃盗事件などの財産犯について警察官に犯罪捜査の端緒を提供し、犯人の検挙又は被害品の迅速な回復に協力した質屋、古物商その他関係者の功労に対して行う報賞について必要な事項を定めるものとする。

第2 適用範囲

この要綱は、県内の質屋及び古物商（以下「業者」という。）であって、警察官の財産犯に対する犯罪捜査に積極的に協力したものに対して適用するものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、一般人又は県外の業者に対しても適用できるものとする。

第3 報賞基準等

- 1 報賞は、質受け若しくは買受けした又は際その後に、不正品の疑いを抱き、積極的に警察官に連絡したことにより、犯人の検挙又は被害品の回復に多大な功労のあった業者に対して行うものとする。
- 2 報賞金額は、原則として一律10,000円とする。ただし、犯人の検挙に特に顕著な功労があり、別に顕彰することが必要と認める業者に対しては、報賞金額を30,000円とすることができる。
- 3 報賞基準は、適正かつ厳格に適用するものとする。

第4 報賞者

報賞は、本部長が行う。

第5 報賞審査委員会

1 報賞審査委員会の設置

報賞制度の適正な運用を期するため、県本部に高知県質屋、古物商等報賞審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の組織

審査委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 生活安全部長

委員 会計課長、監察課長、生活安全企画課長及び捜査第一課長

3 審査委員会の運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審査委員会への出席を求めることができる。
- (3) 審査は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が

決する。

(4) 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(5) 審査委員会の庶務は、生活安全企画課において処理する。

第6 報賞の上申

1 通常報賞の上申

署長は、報賞を行う必要がある事案を認めるときは、当該事案の調査を行い、速やかに別記第1号様式の報賞上申書により、生活安全企画課を經由して本部長に上申しなければならない。

2 第3の2ただし書に該当する場合の上申

署長は、報賞を行う必要がある事案を認め、かつ、当該事案に係る業者が第3の2ただし書に該当すると認めるときは、当該事案の調査を行い、速やかに別記第2号様式の報賞上申書により、県本部の捜査担当課を經由して本部長に上申しなければならない。この場合において、県本部の捜査担当課は、当該事案に係る業者が第3の2ただし書に該当するか否かを検討・審査した後、生活安全企画課を経て、本部長に提出するものとする。

3 添付資料

1及び2の上申には、報賞の必要性を疎明する資料を添付しなければならない。

第7 報賞の審査

審査は、別記第3号様式の報賞上申検討結果報告書により行うものとし、委員長は、第6の上申があったときは、速やかに審査委員会を招集して審査を行うものとする。ただし、委員長が委員会を開く必要がないと認めるときは、持ち回りにより審査を行うことができるものとする。

第8 報賞の決定及び交付

1 決定の通知

本部長は、第7の審査に基づき報賞を決定し、報賞を行うときは、別記第4号様式の報賞決定通知書及び別記第5号様式の報賞金交付決定書により署長に通知するものとする。

2 報賞の交付

署長は、1の通知を受けたときは、報償費の支出方法により報賞金の支出手段をとり、被報賞者に対し、別記第5号様式の報賞金交付決定書とともに報賞金を交付するものとする。

第9 報賞の事務

この要綱による報賞の事務は、生活安全企画課において行う。

別記

第1号様式(第6関係)

事務担当課審査結果	課長	次長	補佐	係長等
報賞該当 不該当()				

第 年 月 日 号 署長 報賞上申書 本部長殿

被報賞者	住所又は所在地			
	職業又は名称			
	氏名・年齢			
取引額	円	品目・数量		
取引年月日	年 月 日	申告年月日	年 月 日	
身分確認の方法	受理警察官		署 官職・氏名	係
罪種				
被疑者	住所			
	職業			
	氏名・年齢			
検挙の有無	検挙	未検挙	共犯の有無	有(検挙 未検挙) 無
報賞を行う必要があると認める理由(別紙の使用可)				
協力内容を疎明する資料	捜査報告書	供述調書	申述書	調査報告書
	その他()			
	その他()			

第2号様式(第6関係)

事務担当課審査結果	課長	次長	補佐	係長等
報賞該当 不該当()				

捜査担当課審査結果	捜査担当課長	次長	補佐	係長等
要綱第3の2ただし書 該当 不該当()				

第 年 月 日 号 署長	本部長殿 報賞上申書
-----------------	-------------------

被報賞者	住所又は所在地			
	職業又は名称			
	氏名・年齢			
取引額	円	品目・数量		
取引年月日	年 月 日	申告年月日	年 月 日	
身分確認の方法	受理警察官		署	係
罪種	官職・氏名			
被疑者	住所			
	職業			
	氏名・年齢			
検挙の有無	検挙	未検挙	共犯の有無	有(検挙 未検挙) 無
報賞を行う必要があると認める理由及び要綱第3の2ただし書に該当する理由(別紙の使用可)				
協力内容を疎明する資料	捜査報告書	供述調書	申述書	調査報告書
	その他()			
	その他()			

第3号様式（第7関係）

本部長	審査委員長	審査委員			
	生活安全部長	会計課長	監察課長	生活安全企画課長	捜査第一課長

報賞上申検討結果報告書

報賞上申審査番号 第 号	課長	次長	補佐	係長等
決定日 年 月 日				

署長から 年 月 日付けで報賞の上申があったことから、高知県質屋、古物商等報賞制度運営要綱第3の報賞基準に基づき検討したところ、下記検討結果のとおりと認められるので報告する。

検討事項

被報賞者	住所又は所在地	
	職業又は名称	
	氏名・年齢	

協力内容を疎明する資料は添付されているか。	あり なし
疎明資料の種別	捜査報告書 供述調書 申述書 調査報告書 その他（ ）
協力内容は具体的に疎明されているか。 (協力内容を具体的に記載すること。)	
添付資料で疎明されている協力内容は、報賞基準に該当するか。	報賞基準に該当する内容である 報賞基準に不該当の内容である
要綱第3の2ただし書に基づく上申の場合に捜査担当課の審査を受けているか。	該当（ 適 不適 ） 不該当

予算の状況	予算総額	円	予算残高	円
	本件総額	円	差引残高	円

第4号様式（第8関係）

署長 殿

第 号
年 月 日
本 部 長

報賞決定通知書

年 月 日付け、 第 号による報賞上申については、下記のとおり報賞（報賞金額 円）を決定したので通知する。

記

被報賞者			決定年月日
住所又は所在地	職業又は名称	氏名	

第5号様式（第8関係）

年 月 日

様

高知県警察本部長 印

報賞金交付決定書

あなたは、 年 月 日、犯罪の予防と検挙に積極的に協力されたので、その功勞に対し、深く感謝の意を表し、報賞金を贈ります。